

## パート収入と配偶者控除

**Q** : パート主婦から非課税で、かつ、配偶者控除が受けられるのはいくらかと聞かれます。この範囲について教えてください。

**A** : 年間の給与収入金額が103万円(他に所得がない場合)までです。

### 【解説】

パートの賃金は雇用の対価であり、給与所得になります。給与所得の所得金額は、次の算式で求めますが、給与所得控除額の最低額は65万円とされています。

給与所得 = その年の収入金額 - 給与所得控除額(最低65万円)

また、所得税の対象となる課税所得は給与所得から基礎控除や配偶者控除等の各種控除を差し引いて求めますが、基礎控除の38万円は最低差し引かれます。

つまり、給与所得者はその年の給与収入金額が103万円(65万円+38万円)までであれば所得税は課税されないということです。

また、パート主婦が夫の控除対象配偶者であるためには、パート主婦の合計所得金額が38万円以下でなければなりません。

合計所得金額を38万円以下にするためには、パート収入を年103万円以内に抑えておく必要があり、これを超えると夫の控除対象配偶者になることはできません。

つまり、パート主婦の年収を103万円以内に抑えておけば、自身の所得税は非課税となり、また、夫の控除対象配偶者の対象にもなるということです。

